



会員任命問題に関する報告

第185回総会
第25期 日本学術会議会長
梶田 隆章

1

会員任命問題に関する経緯①

<令和2年>

10月2日 第181回総会

「第25期新規会員任命に関する要望書」を決定し、内閣総理大臣に提出。6名が任命されない理由の説明および任命されていない会員候補者の速やかな任命を要請。

<令和3年>

1月28日 幹事会声明「日本学術会議会員任命問題の解決を求めます」

「定数 210 名にたいし6名の欠員という法の定めを満たさぬ状態が長く継続することは、本会議の独立性を侵す可能性があるものといわなければなりません」として、その是正を図ることを内閣総理大臣に要請。

4月22日 第182回総会

日本学術会議会則第2条に基づく声明「日本学術会議会員任命問題の解決を求めます」を決定し、内閣総理大臣に提出。総会の総意として、6名の候補者を即時任命するよう要求。

9月30日 会長談話「第25期日本学術会議発足1年にあたって(所感)」

「日本の科学者の代表機関としての本会議が科学者としての専門性に基づいて推薦した会員候補者が任命されず、その理由さえ説明されない状態が長期化していることは、残念ながら、科学と政治との信頼醸成と対話を困難にするものだと言わなければなりません。第25期発足から1年にあたり本会議は、第182回総会声明を再度確認して、相互の信頼にもとづく対話の深化を通じて現在の危機を乗り越える努力が重ねられることを強く希求いたします。」

2

会員任命問題に関する経緯②

<令和3年>

12月3日 第183回総会

「政府と日本学術会議の新たな関係構築に向けての要望書」を決定。

新たな内閣との未来志向の対話の第一歩として、できるだけ早期に、本会議会員の任命権者である岸田内閣総理大臣と本会議を代表する梶田会長との面談を実現し、会員任命問題を含む現下の様々な課題について率直な意見交換を行う機会とするよう、総会の総意として強く要望。

<令和4年>

1月13日 岸田内閣総理大臣との面談

岸田総理から、学術会議との建設的な関係を作りたいと考えており、引き続き対話と意思疎通を図っていききたいとの考えが示される一方、会員の任命については、当時の菅総理が任命権者として最終判断したものであり、一連の手続きは終了していると承知しているとした上で、今後対話を重ねていくことが重要であるとの発言。任命問題に関する事柄は松野官房長官が担当され、学術会議の組織・運営に関する事柄はこれまでと同様に小林大臣が担当されるとのこと。

3月16日 松野内閣官房長官との面談(第1回)【後述】

4月18日 第184回総会

梶田会長から、会員任命問題について報告。問題に取り組む際の基本的な考え方(次ページ)を提示した上で、官房長官との対話を継続すること、必要な場合には臨時総会を召集して対応策について審議すること、これまでの考え方を堅持して粘り強い取組を進めること等について確認。

8月3日 松野内閣官房長官との面談(第2回)【後述】

3

任命問題に取り組む際の基本的考え方(令和4年4月総会)

1. 第24期の第180回総会において会員候補者として推薦することが決定された全員の任命、すなわちいまだ任命されていない6名の方々の任命を求める。
2. 日本学術会議法は第七条の3項において、3年ごとに会員210名の半数にあたる105名を任命することを内閣総理大臣に求めている。したがって99名は任命されたものの、任命されなかった6名がいる限り、任命行為は完了していない。そのことの是正を図れるのは内閣総理大臣だけである。
3. 政府が「一連の手続きは終了している」という立場をとっていることに留意し、上の2点の原則を踏まえてどのような対応が可能かを多様な観点から検討する。
4. 会員候補の選考および内閣総理大臣への推薦の決定は、法に基づき会則に定められた総会の承認事項であり、その見直しを要するような手続きを踏むことを求められた場合、会長や幹事会にはその判断を行う権限はない。そのような場合には、総会に対して事実経過を正確に報告した上で、総会による判断を求める。

4

任命問題に取り組む際の基本的考え方(追加)

- 任命されていない6名の会員候補者の名簿を改めて提出する用意があると提案
 - 「一連の手続きは終了している」という政府の立場についての補足→菅前総理答弁「この99名を任命した時点において、6名の皆様については候補者じゃなくなっております。」「もう一度やり直しをする場合には、学術会議側から提示してもらうという形になるだろうというふうに思います。」(令和2年11月5日、参議院予算委員会)
 - 第24期に適正な手続きのもとに選考されて候補者とされた6名は、これを候補者としめない合理的な理由の説明がないもとでは、候補者から外すことはできない。
 - 政府の立場と学術会議の考え方との整合性を図る→そのためには、6名の方々を再度「候補者」として確認することで、学術会議から「再推薦」して「候補者」とし、任命のための「一連の手続き」の「再開」を求める。
 - 「再推薦」に際しては、推薦する6名の「候補者の氏名を記載した書類」を提出する方法には、複数の選択肢がありうる。
 - この前提として選考・任命過程が、独立して職務にあたる日本学術会議が独立して自律的に行う選考・推薦の過程と、推薦を受けて任命を行う内閣総理大臣の権限とに二分されるという理解。 5

任命問題に取り組む際の基本的考え方(追加)

- 任命されなかった6名の方々を欠員を補充する補欠の候補者として推薦することはありうるのかという、記者会見でたびたび出された質問には、以下の考え方で対応
 - ① 令和2年10月に任命されなかった6人は、3年ごとに行われる半数改選に際して会員候補者として推薦したものであり、任期の途中で生じた定年等による欠員を補充するための候補者として推薦することは考えていない
 - ② 第25期の補欠の選考はあくまで第25期の会員として任命された方々の定年等による欠員の補充を行うものであり、そのための規定も整備している。したがって、そもそも任命されなかった方々をそれと同列に扱うことは制度的にできないというのが私たちの考え方である。

松野内閣官房長官との対話（第1回R4年3月16日、第2回8月3日）

【梶田会長からの提案】

- ・ 任命されていない6名の会員候補者の名簿を改めて提出する用意。

【松野長官の回答】

- 候補者の選定を改めて行うことはせず、名簿を出し直すだけのものと理解。実質的に従来と変わらず、「一連の手続は終了した」という政府の考え方と相いれない。「未来志向」という点からもそぐわない。

【松野長官からの提案】

- ・ 未来志向の観点から、新たな選考プロセスの考え方を踏まえて、改めて候補者選考を行うことを検討いただきたい。例えば、この秋から、次期の半数改選に向けての候補者選考が始まると承知。次期の候補者選考を進める中で解決を考えていくのも一案。
- ・ 「一連の手続は終了」という政府の立場も考慮した上で、改めて解決の道を考えていただけないか。

【梶田会長の回答】

- 令和2年の半数改選における候補者選考は法令に定める手続に則って学術会議として責任を持って行ったもの。手続に瑕疵はないため、選考のやり直しについて会員の理解を得るのはハードルが極めて高い。
- 難しい提案だと思うが、持ち帰って検討したい。

◎ 双方とも、引き続き対話を重ねていくことを確認。

7

参考規定

○日本学術会議法（昭和 23 年法律第 121 号）（抄）

第七条 日本学術会議は、二百十人の日本学術会議会員（以下「会員」という。）をもつて、これを組織する。

2 会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。

3 会員の任期は、六年とし、三年ごとに、その半数を任命する。

4 補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 会員は、再任されることができない。ただし、補欠の会員は、一回に限り再任されることができる。

6 会員は、年齢七十年に達した時に退職する。

7 会員には、別に定める手当を支給する。

8 会員は、国会議員を兼ねることを妨げない。

第十七条 日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

○日本学術会議会員候補者の内閣総理大臣への推薦手続を定める内閣府令（平成 17 年内閣府令第 93 号）

日本学術会議会員候補者の内閣総理大臣への推薦は、任命を要する期日の三十日前までに、当該候補者の氏名及び当該候補者が補欠の会員候補者である場合にはその任期を記載した書類を提出することにより行うものとする。

○日本学術会議会則（平成 17 年日本学術会議規則第 3 号）（抄）

（会員及び連携会員の選考の手続）

第八条 会員及び連携会員（前条第一項に基づき任命された連携会員を除く。以下この項、次項及び第四項において同じ。）は、幹事会が定めるところにより、会員及び連携会員の候補者を、別に総会が定める委員会に推薦することができる。

2 前項の委員会は、前項の推薦その他の情報に基づき、会員及び連携会員の候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。

3 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、総会の承認を得て、会員の候補者を内閣総理大臣に推薦することを会長に求めるものとする。

4 幹事会は、第二項の連携会員の候補者の名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。

5 幹事会は、前条第一項に基づき任命される連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。

6 その他選考の手続に関し必要な事項は、幹事会が定める。

○補欠の会員の選考手続について（平成18年6月22日日本学術会議第18回幹事会申合せ）（抄）

会員が任期満了の途中において定年、死亡、辞職又は免職により退任する場合、その後任者となる者（以下「補欠の会員」という。）の選考手続については、以下に定める要領に従って行うものとする。ただし、補欠の会員の選任は、少なくとも補欠の会員となった者が1回の通常総会に出席できるよう、任期末の前年の10月の総会以前の総会において補欠の会員候補者の承認を行うことができる場合に実施することができる。

1. 幹事会は、前任者の所属部等を考慮して補欠の会員の候補者（以下「候補者」という。）の推薦を依頼する部を決定する。
2. 会長は、幹事会の決定を受けて当該部に対し、候補者の推薦を依頼する。
3. 依頼を受けた部は、一般の連携会員の中から3人以内の複数の候補者を選定し、別紙様式により選考委員会に推薦する。依頼を受けた部における候補者の選定に際しては、選出しようとする分野の学問的専門性を踏まえた審議に加え、当該分野に隣接する分野の委員の参画を得て、より多面的な視点から審議を行う。
4. 選考委員会は、前項の推薦に基づいて、順位を付して候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。
5. 幹事会は、前項の名簿に基づいて1人の候補者を選定し、総会の承認を得て、内閣総理大臣に推薦することを会長に求める。
6. 第3項及び前項において候補者を選定し、並びに第4項において候補者の名簿を作成するに際しては、「第26期日本学術会議会員候補者の選考方針」（令和4年4月19日日本学術会議）2.の要件及び3.（2）の観点を考慮する。
7. 本申合せによる選考手続は、補欠の会員を選任する事由が発生した後遅滞なく開始し、適時に総会の承認を得ることができるように行うものとする。

ただし、前任者の退任事由が定年である場合には、適時に総会の承認を得ることができるようにするため、前任者の定年に達する日に先立ち手続を開始することができる。